

省エネ改修減税〈ローン型〉

ローン利用の場合のみ
適用できる

★★★
**最大控除
62.5万円**
H33.12.31まで

いずれか

ローンを使って省エネリフォームをした場合に、ローン残高の1~2%を5年間、所得税額から控除する制度です。固定資産税の減額(P45参照)、同居対応改修減税〈ローン型〉、耐震改修減税〈投資型〉、バリアフリー改修減税〈ローン型〉との併用もできます。

適用期限は平成33年12月31日居住分まで

住宅ローンを使って一定の省エネリフォームを伴う増改築工事を行い平成33年12月31日までに居住する住宅が対象です。控除期間は5年間で、最大控除額は62.5万円となります。

省エネ改修促進税制の概要

省エネ改修促進税制で2.0%の所得税控除の対象となるのは、住宅全体を平成25年省エネ基準以上にする特定断熱改修工事です。それ以外の省エネ改修工事、および併せて行うリフォーム工事(1号~5号工事)については控除率1%が適用されます。

省エネ改修減税〈ローン型〉		固定資産税の減額	
概要	省エネ改修工事の際に利用した住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高(上限1000万円)の1%(特定断熱改修工事 ※を行った場合は、そのうちの250万円を上限として2%)を5年間にわたり所得税額から控除する。 ※特定の断熱改修工事:改修後の住宅全体の省エネ性能が、平成25年省エネ基準相当以上に上がると認められる工事	平成30年3月31日までに省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る 翌年度分 の固定資産税額(120㎡相当分まで)を3分の1減額する。	
最大控除額	62.5万円(5年間)	1/3(翌年度分) ※バリアフリーと併用の場合は2/3	
省エネ・リフォーム工事の要件	特定断熱改修工事 ■対象工事(1) ①全ての居室の窓全部の改修工事 又は①の工事と合わせて行う ②床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ※①②について、改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る ※改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上し、かつ等級4相当となるような組み合わせの工事であること ■対象工事(2) ①居室の窓の改修工事 又は①の工事と合わせて行う ②床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 ※①②について、改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る ※改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上し、かつ(イ)断熱等性能等級4又は(ロ)一次エネルギー消費量等級4以上かつ断熱等性能等級3となることが住宅性能評価等により証明される工事	①窓の改修工事 または①の工事と併せて行う ②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事 ※①~④について、改修部位がいずれも平成25年省エネルギー基準相当(外皮)に新たに適合すること	
	断熱改修工事等	上記対象工事(1)の①の改修工事又は①とあわせて行う②の改修工事、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上するような組み合わせの工事 ※①②について、改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る	
	工事費	50万円超(補助金等の額を差し引く)	50万円超
	住宅全体の省エネ性能	住宅全体の省エネ性能を1段階上げること	問わない(窓一つでも適用)
減税に必要な主な書類	増改築等工事証明書	増改築等工事証明書	

■問い合わせ先

国土交通省 住宅税制ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html

※所得税の確定申告時に必要な「増改築等工事証明書」および固定資産税の減額申告時に必要な「熱損失防止改修工事証明書」の様式が入手できます。

